

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書【回答】

2024/9/20

陳情事項		回答
担当課	【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。	
行政改革課	①情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。	令和7年度までに標準化システムへ移行するよう取組を進めているところですが、標準化システム移行後も自治体独自の施策を維持できるよう努めています。
行政改革課	②住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバインド(情報格差)への対策を講じてください。	オンライン申請の拡充等により行政手続の利便性を高める取組を進めているところですが、従来の紙による手続は残しています。また、高齢者をはじめとした誰もがデジタルを活用することができるようスマホ教室等を開催するなど、デジタルデバインドの対策を講じています。
担当課	【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。	
	1、安心できる介護保障	
	★(1)介護保険料・利用料など	
介護保険課	①介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。	令和6年度の介護保険料改定において、令和6年度から令和8年度までの介護サービスに係る費用を見込み、基金を最大限取り崩して保険料の上昇を抑制していますので、引き下げは考えておりません。また、所得段階を国基準より多い15段階とし、低所得者の負担割合を国基準より低く引下げることで応能負担を強化しています。第1段階～第3段階の方については、令和元年度から保険料軽減を行っており、拡充は考えておりません。
介護保険課	②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。	現時点では、所得減少の減免要件の拡充は考えておりません。
介護保険課	③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。	保険料について、生活保護基準以下、介護保険法63条の適用を受けている人を対象とした市単独の減免制度を実施しておりますが、さらなる拡充は、現時点では考えておりません。
介護保険課	④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。	利用料について、現時点では、市単独での拡充は考えておりません。
介護保険課	⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。	施設入所時の食費及び居住費の利用者負担の軽減については、特定入所者介護サービス費の支給及び社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額軽減制度があるため、現時点では、市独自の補助制度の創設は考えておりません。

担当課	(2) 介護保険サービス	回 答
介護保険課	★①介護報酬引き下げ、物価高騰により苦境に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援をしてください。	財政支援については、いずれも状況を注視していきますが、現時点では市独自での支援は考えておりません。
介護保険課	②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。	総合事業の現行相当サービスは、平成29年4月1からはじまった「新しい総合事業」のサービスの1つですが、適切なケアマネジメントのもと、個々の利用者に過不足なく真に必要なとする支援が提供されるように支援を行っております。
介護保険課	③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。	介護保険における福祉用具の対象品目については、国から示されており市町村の裁量はありませんので、要件の緩和はできません。なお、福祉用具の利用にあたっては、軽度者であっても、医師の判断のもと、その方にとっての必要性を検討したうえで「例外給付」の取り扱いも可能となっています。

担当課	★(3) 基盤整備	回 答
介護保険課	①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。	現在、第9期小牧市介護保険事業計画に基づき、公募によりグループホーム1か所の施設整備を進める予定です。今後も待機者調査を行い、バランスの取れた計画を定めていきたいと考えております。
介護保険課	②要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそようにしてください。	平成27年4月1日以降の施設への入所については、原則要介護3以上の方に限定されておりますが、本市では「小牧市指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針」を定め、市のホームページで周知を行い、指針に基づき施設から意見を求められた場合は、要介護1・2の方でやむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難である等、特例入所者であるかの判断をしております。
担当課	★(4) 介護人材確保	回 答
介護保険課	①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。	処遇改善・人材確保のための独自の施策については、現時点では実施していませんが、安定した介護保険事業が持続的に運営できるよう、県内各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。
介護保険課	②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。	介護人材の処遇改善などの促しは、介護報酬の改定等により進められておりますので、現時点では、市独自の財政支援などは考えておりません。
介護保険課	③8時間以上の長時間労働を是正してください。	人員については、国が定めるサービスごとの人員基準を下回ることをないよう指導していますが、安定した介護保険事業が持続的に運営できるよう、県内各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。
担当課	(5) 高齢者福祉施策の充実	回 答
障がい福祉課 地域包括ケア 推進課	★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。	令和6年7月から、18歳以上で両耳の聴力レベルが40デシベル以上であって身体障害者手帳の対象とならない市民税非課税世帯の方に対して、補聴器の購入に係る費用の一部を助成する制度を実施しました。助成額は補聴器購入費用の3分の2に相当する額（上限額35,266円）です。 また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業については実施しませんが、耳が聞こえづらい方への聴力チェックの取り組みとして、簡易聴力チェッカー「ペギーちゃん」を平成25年度に導入し、地域包括支援センターに配置しており、簡易聴力チェッカーにて耳の状態の把握ができます。他自治体では、ヒアリングフレイルチェックをする為のアプリの紹介をしているところもあることから、いつでも、どこでもセルフチェックができる聴力チェックアプリについて調査を進め、市ホームページにて、利用しやすい聴力チェックアプリを紹介していきたいと考えております。

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書【回答】

2024/9/20

<p>地域包括ケア 推進課 介護保険課</p>	<p>②サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。その他、介護予防にかかる地域支援事業に自治体として必要な事業費を確保してください。</p>	<p>サロンへの助成については、市が市社会福祉協議会に交付している地域福祉活動を推進・充実するための補助金の一部を財源として、市社会福祉協議会が自主事業として実施していると承知しております。現時点では、市社会福祉協議会への当該補助金の拡充、市独自のサロンへの助成は考えておりません。</p> <p>認知症カフェへの助成については、平成29年度より開設準備経費と運営経費に対する補助を設けており、このうち運営経費に対する補助については、運営状況等を勘案して平成30年度と令和6年度に拡充してきたところです。</p> <p>多様な担い手による介護予防・生活支援住民主体サービスの充実を図るため、介護予防・生活支援住民主体サービス事業補助金制度を創設し、サービス実施団体へ補助を実施しております。また、地域支援事業にかかる費用は、法令により市の負担割合（総合事業12.5%、包括的支援事業及び任意事業19.25%）が定められており、一般財源から必要な繰り入れ費用を確保しています。</p> <p>介護予防にかかる地域支援事業については、引き続き事業実施に必要な予算を要求していきたいと考えています。</p>
<p>地域包括ケア 推進課 障がい福祉課</p>	<p>③高齢者・障害者などの外出支援の施策を充実してください。</p>	<p>現在、本市では「①高齢者タクシー料金助成事業」、「②高齢者外出支援サービス事業」により高齢者の外出を支援しております。</p> <p>①小牧市に住所があり、かつ介護保険の要介護認定が1以上の方に対して、普通車タクシーの距離制運賃の初乗運賃額を助成するものです。利用券は1年当たり24枚交付しております。</p> <p>②介護保険の要介護認定が3以上の方に対して、居宅と医療機関又は在宅福祉サービスなどの実施場所までの移動にリフト付きタクシー等が利用できる利用券を年24枚交付するものです。利用券は乗車1回につき1枚を限度として利用できるもので、利用料につきましては、1時間又は20キロまでに要した費用を介護保険の負担限度額の割合に応じて自己負担をしていただき、その額を除いた額について市が負担するものになります。</p> <p>また、身体障害者手帳1～3級の方、療育手帳A・B判定の方、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方に対して、タクシー券を年間48枚又はガソリン券年間4L×12枚を交付しております。</p>

担当課	(6) 認知症高齢者の福祉施策の充実	回 答
地域包括ケア推進課	①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。	令和6年度を初年度とする「小牧市地域包括ケア推進計画（地域福祉計画、地域福祉活動計画、老人福祉計画、介護保険事業計画を一体的に作成したもの）」において、基本目標の一つに「みんなに寄り添う！住み慣れた地域で安心して暮らせるサポート体制の充実」を掲げ、その中の基本方針の一つとして認知症基本法の理念等を踏まえ「認知症の人を支えるサービスの充実」を定めています。現時点では国や県の策定状況やその内容等を注視しつつ、「小牧市地域包括ケア推進計画」を着実に推進していきたいと考えています。
地域包括ケア推進課	②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。	認知症の人が外出時に居場所が分からなくなった際の早期発見・保護につなげる「認知症見守りステッカー事業」の登録者のうち希望者に対して、日常生活における偶発的な事故で負った損害賠償を補償するための「認知症高齢者等個人賠償責任保険」を令和2年度から保険料無料で実施しています。
地域包括ケア推進課	③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。	医学的な診断を行うものではありませんが、ご本人や家族・介護者が認知症簡易チェックを行えるよう「認知症簡易チェックサイト」を運用していることから、現時点では認知症検診（健診）事業を実施する予定はありません。
担当課	★(7) 障害者控除の認定	回 答
介護保険課	①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を障害者控除の対象としてください。	介護保険法の要介護認定の有無に関わらず、所得税法施行令に従い、障害者控除の対象を認定するものでありますので、身体等の状態により該当とされる方を障害者控除の対象とし、個別に認定書を送付しています。従いまして、現時点ですべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上の方を対象とすることは考えておりません。
介護保険課	②すべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上の人に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。	介護保険法の要介護認定の有無に関わらず、所得税法施行令に従い、障害者控除の対象を認定するものであります。身体等の状態により該当とされる方には個別に認定書を送付していますので、すべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上の人に自動的に個別送付することは考えておりません。

担当課	2. 国保の改善について ★(1) 保険料(税)の引き下げ	回 答
保険医療課	①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。	平成30年度国保制度改正に伴い、国は国保財政の健全化を図るうえで、赤字補填を目的とする一般からの繰入金を計画的に削除・解消することとしています。そのため、本市としても、赤字補填目的の一般会計からの繰入金を削減・解消するため、保険税率等の見直し方針に基づき平成30年度から保険税率の改正を実施しました。物価高騰による経済・雇用情勢への影響や、急激な保険税負担増等に配慮しつつ、今後も国が示す繰入金の削減・解消を如何に進めていくか慎重に検討したいと考えています。
保険医療課	②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。	現状では、一般会計から決算補填等目的の繰入金を受けており、利用できる国保の基金や剰余金が無い状況です。
担当課	★(2) 保険料(税)の減免制度	回 答
保険医療課	①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。	本市は従来より、身体・精神障害、知的障害、母子・父子家庭医療受給世帯、所得減少世帯等を対象とした各種減免制度を実施しています。
保険医療課	②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。	令和4年度から国の制度として未就学児について均等割5割軽減を実施しております。市独自で18歳未満の均等割を対象とした減免制度を実施する予定はありません。
保険医療課	③収入減少を理由とした減免制度を、均等割を含む保険料(税)全額を対象とし、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。	収入減少を理由とした減免制度については、現在、所得割に対して行っております。前年度所得要件、当年所得割減少割合および減免割合の変更は考えておりません。

担当課	★（３）保険料（税）滞納者への対応	回 答
保険医療課	①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を課す制裁措置を行わないでください。	国民健康保険加入者の生活実態の把握に努め、実状を考慮して対応しております。
保険医療課	②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。	国民健康保険加入者の生活実態の把握に努め、実状を考慮して対応しております。
保険医療課	③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。	未納のある方には、納税相談の中で生活実態の把握に努め、収税課と調整しながら、地方税法第15条の適切な運用を行っていきます。
担当課	（４）傷病手当金・出産手当金	回 答
保険医療課	①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。	傷病手当金・出産手当金制度を創設することは、考えておりません。
担当課	（５）一部負担金の減免制度	回 答
保険医療課	①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。	平成27年4月1日より、災害による被害を受けた方に加え、事業の休廃止、失業その他の理由により収入が激減するなど、一部負担金の支払が困難となった方に対する減免を拡充しました。
保険医療課	②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。	現行の一部負担金の減免制度につきましては、市ホームページ等にて、広く周知を図っています。
担当課	（６）高額療養費の申請手続を簡素化	回 答
保険医療課	①70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。	令和4年2月診療分から、高額療養費支給申請手続を簡素化しています。簡素化対象者は初回のみ申請書を提出いただき、2回目以降は自動的に登録口座へ振り込みをしています。

担当課	★(7) 資格確認書の発行	回 答
保険医療課	①保険証の新規発行を停止する2024年12月2日以降も、国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書は自動的に発行してください。	関係法令を遵守し、適正な事務処理をまいります。
担当課	3. 生活保護・生活困窮者支援 (1) 生活保護制度	回 答
福祉総務課	★①生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。住民向けに「生活保護は権利です」等を記載したしおりやポスターを作成して、相談窓口・公共施設などへの掲示や広報を強化してください。	生活保護の申請につきましては、生活保護法に基づいて対応しております。生活保護に関する事項の紹介や窓口への案内を市HPに掲載するとともに、生活保護のしおりを書架に配置し、相談者の来庁・電話等の折にふれ、制度の案内・周知に努めています。
福祉総務課	★②相談は丁寧に対応し、相談者・申請者を何度も来庁させるような「水際作戦」はしないでください。住居のない人を他自治体にたらいまわさないでください。	生活保護の相談者に対しては、丁寧でわかりやすい説明を心がけています。住居の有無にかかわらず、申請するかどうかは相談者本人の自由意思による判断に基づいています。なお、生活保護の制度上により申請の受付窓口が本市と違っていた場合は、制度の内容や理由を説明し、本来の他市の受付窓口を尋ねていただくようお願いする場合があります。
福祉総務課	★③扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。	扶養照会は、存在が確認された扶養義務者について、要保護者からの聞き取り等により扶養の可能性の調査を行うものであります。生活保護の「扶養義務履行が期待できない者」の判断基準については、国からの通知にて該当に係る判断についての考え方が示されておりますので、扶養の可能性がないもの等と判断された場合は扶養照会を行わないものであります。
福祉総務課	④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。	住居のない受給者の場合、緊急連絡先や保証人になってくれる人がいないなどを理由に新たな居住地を見つけることが困難となる場合もありますが、市から様々な情報提供を行い、居住地探しを支援しています。なお、市が把握している生活保護施設は、原則「個室」です。
福祉総務課	⑤エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。	エアコンを設置していない生活保護世帯がいた場合、健康に支障をきたさないようエアコンの設置を呼びかけています。また、エアコンの購入・設置代につきましては、生活保護法による保護の実施要領に基づき、適正な一時扶助費の案内と支出を心がけています。
福祉総務課	⑥車の使用については、障害があるなど個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくなるようにしてください。	車の使用については、一律に処分指導を行なっておらず、公共交通機関の利用による通院が病気のため困難な場合や、通勤・通園の時間に公共交通機関を利用すると間に合わなくなる場合など、車の使用理由を丁寧に聞きとり、市内部（ケース診断会議など）で車の使用の必要性を検討し、判断するようにしています。

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書【回答】

2024/9/20

福祉総務課	★⑦ケースワーカーの担当世帯数は国の標準を上回ることはないようにしてください。ケースワーカーや面接相談員は、有資格の正規職員で配置し、研修を充実してください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。	窓口対応、相談等については、専門知識を有する者（保健師）や社会福祉主事の資格を有するケースワーカーが対応しており、外部委託は行っておりません。今後も国の基準に基づき、適正な配置に努めてまいります。また、生活保護関係職員については、資質向上のため積極的に研修に参加するように努めております。
福祉総務課	⑧単身の女性などの相談や家庭訪問に同性が対応できるよう、女性のケースワーカーの配置を増やしてください。	保護系には保健師を含む5名の女性職員が在籍しており、うち2名をケースワーカーとして配置しています。女性からの窓口での相談や家庭訪問の際も、同性の対応を希望された場合に柔軟に対応できるよう努めております。
担当課	(2) 生活困窮者支援	回 答
福祉総務課	①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。	直営で実施し、関係機関と連携を図りながら対応しております。
福祉総務課	②相談員は社会福祉士など専門職員を正規職員で配置し、研修を充実してください。	相談員には、必要な研修を受講した相談支援を適切に行うことができる人材を配置しておりますが、生活困窮者支援については、相談・支援ニーズの多様化・複雑化を背景に、国も新たに事業を整備展開していきっており、社会福祉士など専門職員を正規職員の配置については、必要に応じて検討・要望し、今後も適正な配置に努めてまいります。
福祉総務課	③低所得世帯に対するエアコン購入費助成事業を創設・拡充してください。	低所得世帯の方から、エアコンの購入費が必要であるものの支出できないというご相談があった場合、一時的な購入費の助成では解決しない困窮世帯であると考えます。そういった世帯には、家計改善のご相談等、生活困窮者自立支援相談を進めるとともに、状況に応じて生活保護や社会福祉協議会生活福祉資金の緊急小口資金貸付制度をご案内します。 そのため、エアコン購入費助成事業を創設・拡充する予定はありません。
担当課	4. 福祉医療制度	回 答
保険医療課	★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。	現行の福祉医療制度の維持に努めてまいります。
保険医療課	★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。	本市においては、令和2年4月診療分より、高校生等(18歳年度末まで、※就業者含む。)の入院医療費について、現金給付で助成を開始しましたが、令和4年9月診療分からは、助成対象を通院医療費まで拡大するとともに、助成方法についても従前の現金給付(償還払)から現物給付(窓口無料化)を実施しています。 入院時食事療養費の標準負担額を助成対象とする考えはありません。
保険医療課	★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。	本市においては、自立支援医療(精神通院)の県内医療機関受診分に係る自己負担額(原則1割・所得に応じ自己負担上限額あり)については、現物給付で助成をしております。

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書【回答】

2024/9/20

保険医療課	④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。	本市では、「ひとり暮らし高齢者で住民税非課税世帯」を対象としておりますが、単に住民税非課税を理由とする助成は考えておりません。
保険医療課	⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。	福祉医療制度における妊産婦医療費助成制度の創設については、考えておりません。
担当課	5. 子育て支援 (1) 子どもの権利を守る施策の推進	回 答
こども政策課 多世代交流プラザ	①教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。	十分な教育環境に恵まれないために、学習意欲があっても学力の定着が進んでいない中学生を対象に、一定レベルの学力が定着できるようになるための学習支援活動として、平成29年度より学習支援事業「駒来塾」に取り組んでいます。また、地域の児童館を中心として、こどもの意見を取り入れた居場所づくりに取り組んでいます。 令和6年4月より「こどもの孤立、孤食の防止」や「こどもを行政等の必要な支援に繋げる」等を目的に、児童館と連携したこども食堂について運営費の一部を支援する制度を開始しました。
子育て世代包括支援センター	②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、必要な体制を整えてください。	本市は令和2年度より、従来の「子育て世代包括支援センター」内に「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、一体的な組織として運営してきました。 令和4年の児童福祉法等の一部改正により、市町村において母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として「こども家庭センター」の設置に努めることとされ、本市は令和5年度より、両機能のマネジメントができる統括支援員を新たに配置し、相談・支援体制の整備に努めております。
担当課	(2) 就学援助制度の拡充	回 答
学校教育課	①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。	本市では、生活保護基準に市独自基準を加算し、1.3倍した金額を目安としているところであり、現時点では、基準を見直す考えには至っておりません。 平成30年10月に行われた生活保護基準の見直しに伴う本市の基準の見直しも行っておりません。
学校教育課	②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。	国の補助限度単価により、クラブ活動費、卒業アルバム第等、オンライン学習通信費を支給しております。
学校教育課	③年度途中でも申請できることを周知徹底してください。	周知においては、市ホームページや学校を通じて年度途中でも申請ができることを案内しております。 支給内容については、国の基準に準じて実施しております。

担当課	★（３）子どもの給食費の無償化	回 答
学校給食課	①小中学校の給食費を無償にしてください。	令和4年9月から多子世帯の経済的負担軽減を目的に、同一生計でこどもを3人以上扶養している保護者に対して、第3子以降の小中学生の給食費の無償化を行っています。また、令和5年9月から同一生計でこどもを2人以上扶養している保護者に対して第2子中学生の無償化を行っています。本市といたしましては、国の責任において学校給食費の無償化が進められることを期待しており、また、国による無償化が行われるまでは県による支援についても期待しています。そのため、国や県に対しましては、国会議員や県議会議員を通じて給食費の無償化に対する要望を行っているところであります。
幼児教育・保育課	②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。	本市の独自施策として同一生計世帯の第3子以降の子に対する副食費が無償となる補助制度を実施しております。現時点においては、保育園等における給食費について、無償とする考えはありません。
担当課	★（４）保育施策の抜本的拡充	回 答
幼児教育・保育課	①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は自治体独自にさらなる改善を図ってください。幼児だけでなく、0・1・2歳児についても自治体独自に、公私間の格差なく、抜本的に改善してください。	保育士の配置の基準については、国の定める基準に基づき適正に対応しており、令和6年4月時点において既に国の改正基準による配置となっており、公立・私立ともに手厚い保育体制を実現しております。また、乳児に対する保育士配置については、1歳児について基準を上乗せして園児5人につき保育士1人を配置しており、延長保育や障がい児対応の保育士を加算し配置しています。市独自の保育士の配置基準の見直しについては、保育士の確保やクラス編成による保育室の確保、民間保育園への補助などを含め、慎重に検討してまいります。

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書【回答】

2024/9/20

<p>幼児教育・保育課</p>	<p>②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。待機児童や保留児童(隠れ待機児童)がいる場合の対策は認可保育所の整備・増設によって行ってください。</p>	<p>公立施設の廃止・民営化・統廃合については、令和2年3月に策定した「第2期小牧市子ども・子育て支援事業計画」の中の保育園の適正配置・整備の基本的な考え方に基づき、計画的に進めていきます。保育需要の動向を見極めながら、引き続き待機児童の完全解消に向け、民間保育施設の誘致など必要な施策を実施してまいります。</p>
<p>幼児教育・保育課</p>	<p>③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。保育料無償化の対象とされた認可外保育施設等のうち、指導監督基準を下回る施設については、ただちに指導監督基準へ上げるための具体的な施策を実施してください。また、監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。</p>	<p>保育園等の指導監査実施主体である県との連携を図り、指導監査実施時には今までと同様に市の職員も同行し、安全・安心な保育園運営を継続いただくよう努めます。保育料無償化の対象とされた認可外保育施設等のうち、指導監督基準を下回る施設は、令和6年9月現在において、ありません。監査同行職員は、保育業務に係る経験等を十分に考慮し、適切な職員が同行するように努めます。</p>
<p>幼児教育・保育課</p>	<p>④育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。</p>	<p>本市においては、従前より育児休業を要件とした保育園等の利用については、新規利用、継続利用ともに3歳児クラス以上としていたところですが、令和4年度より、保護者の育児支援や子どもたちの環境の変化による影響などを考慮し、育児休業中の保育園等の継続利用の年齢を2歳児クラス以上とし、基準を引き下げております。さらなる基準の引き下げ、撤廃については、年度途中も含めた待機児童の発生状況などを検討したうえで、検討してまいります。</p>
<p>担当課</p>	<p>6. 障害者・児施策</p>	<p>回 答</p>
<p>障がい福祉課</p>	<p>★①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。</p>	<p>本市独自の手当として「小牧市心身障害者扶助料」を給付しております。 支給対象者 下記のいずれかに該当する方（公的年金受給者、施設入所者は除く） ①身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方・・・月額6,000円 ②身体障害者手帳5・6級、療育手帳C判定、精神障害者保健福祉手帳3級の方・・・月額2,000円 ※①の方で特別障害者手当、障害児福祉手当受給者 月額4,000円</p>
<p>障がい福祉課</p>	<p>②障害者が24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、重度の知的障害者や車イス障害者、視力障害者らが利用できるグループホームや入所施設を拡充してください。夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。</p>	<p>障害福祉施設等の整備促進を目的に、国、県及び公益法人の補助金を受けて実施する障害福祉施設等の新築、増築、改築又は大規模修繕等の事業に対して、小牧市障害者福祉施設等補助金を交付して整備の促進を図っています。また、報酬単価等については、国において事業所等の状況を踏まえうえて、適正な制度が設計され、今年度から報酬改定されていることから、市として独自の補助金等を実施することは検討しておりません。</p>
<p>障がい福祉課</p>	<p>★③暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援などの十分な人員を確保できるよう、基本報酬を大幅に増額してください。</p>	<p>支給時間については、家庭環境、体調その他様々な事項を勘案の上、支給決定を行うこととしております。また、移動支援などの地域生活支援事業の報酬については、近隣市の状況について注視していきたいと考えます。</p>

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書【回答】

2024/9/20

障がい福祉課	④障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。	障害福祉サービス等の利用に伴う自己負担割合は原則1割ですが、所得に応じて限度額が設けられており、住民税非課税世帯の場合は自己負担額は0円となります。給食費などについては、実費負担となります。 収入要件につきましては、厚生労働省が定めた基準に基づき障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を障がい者本人およびその配偶者としております。
障がい福祉課	★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。	障害者総合支援法に基づく自立支援給付については、法第7条の他法令による給付との調整規程に基づき、介護保険による保険給付が優先されます。 本市においては利用者の障がいにより必要になる障害福祉サービスについては、介護保険サービスの支給量や内容などを考慮の上、支給決定を行うなど、適切な運営に努めています。
担当課	7. 予防接種	回 答
保健センター	★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種について、自己負担無料の助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。	予防接種法に基づかない任意接種となりますが、当市では一部助成を行っています。おたふくかぜワクチンについては平成23年10月から1回接種のみ全額助成をしています。本市では、すべての子どもが1回でも免疫をつけることができるようにと考えています。小児科学会2回の接種が推奨されていますが、任意接種であることから、2回目の助成は考えておりません。 麻しんについては、定期接種をできなかった2歳から年中児及び小学校入学から7歳半未満のお子さんに対し事前の手続きにより全額助成を実施しています。 帯状疱疹ワクチンについては令和5年4月より、生ワクチンに関して、接種費用の額の2分の1とし、3,000円を上限とする金額を助成。不活化ワクチンに関して、接種費用の額の2分の1とし、10,000円を上限とする金額を助成しています。 定期接種対象年齢以外のインフルエンザワクチンに関する補助制度については他市町村の動向を注視して検討してまいります。
保健センター	★②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の自己負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。	高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種は、令和4年度より負担金を2,500円から2,000円に引き下げています。なお、2回目の接種を任意予防接種事業の対象とすることに関しては、国の考え方や他市町村の動向を参考に調査研究していきたいと考えます。
担当課	8. 健診・検診	回 答
子育て世代包括支援センター	★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。	平成30年4月1日出産以降の産婦を対象に産婦健康診査の助成を2回実施しています。
子育て世代包括支援センター	②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。	妊産婦歯科健診は、平成29年4月から市内の契約医療機関で受診することのできる受診券を1枚交付しています。また、産婦歯科健診は、4か月児健診時に母親歯科健診として1回実施しています。ともに自己負担はありません。

保健センター	③保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。	現在、常勤2名、会計年度任用職員1名の歯科衛生士を配置しています。
担当課	9. 地域の保健・医療	回 答
市民病院経営企画室	①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。	小牧市民病院は現段階において病床を削減する予定はありません。今後も尾張北部医療圏の急性期医療を担う医療機関としての役割を果たすとともに、質の高い医療の提供を継続できるよう努めます。
病院総務課	②自治体病院の感染症予防計画における医療提供体制を充実してください。	愛知県と医療措置協定を締結しており、それに基づき迅速かつ的確に医療提供体制の確保に取り組んでいきます。
病院総務課	③自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策を実施してください。	小牧市民病院では、研修医の確保及び育成と看護師特定行為指定研修機関として専門的な看護師の育成に努めています。また、従来より看護師確保のため看護修学資金の貸与を実施しています。
保健センター	④保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。	保健センターの職員数は業務の増加やワクチン推進室廃止による業務移管を踏まえ、令和5年度から6人増員となっています。
防災危機管理課 福祉総務課	⑤避難所のバリアフリーを進めるとともに、障害の程度、介護ニーズなどに応じた個別対応やプライバシーの確保ができるようにしてください。また、福祉避難所の設置を進めてください。	バリアフリーが未整備の避難所に関しては、引き続き各避難所の施設管理者にバリアフリーを進めるよう呼びかけます。また、小中学校については個別対応やプライバシーの確保ができるよう体育館以外の3つの教室を既に用意しています。福祉避難所については、令和5年6月に第3老人福祉センター（田島の郷）を新たに指定し、市内4箇所指定しています。
担当課	1. 国に対する意見書	
保険医療課	①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。	令和6年6月の全国市長会において、国保財政基盤強化のため、毎年の財政支援を今後も確実に実施するよう国に対し提言がされていることから、市として独自の意見書・要望書を提出する考えはありません。傷病手当、出産手当の創設については、考えておりません。
市民窓口課	②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。	国の制度でありますので、市としては意見書・要望書の提出は考えておりません。

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書【回答】

2024/9/20

介護保険課	③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。	国の負担割合は介護保険法で、給付は厚生労働省の基準で定められています。介護が必要な方に真に必要なサービスが提供されるよう、また安定した介護保険事業が持続的に運営できるよう体制を整備していきたいと考えています。
介護保険課	④介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は複数配置ができるよう人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。	処遇改善については、報酬改定などを通じ、事業所への促しが進められていますので、今後も動向を注視していきます。また、夜勤も含め人員配置基準については国が定めており市町村による見直しはできません。
保険医療課	⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。	令和6年6月の全国市長会議においても、全国一律の子ども医療費助成制度の創設について提言がされていることから、市として独自の意見書・要望書を提出する考えはありません。
学校給食課	⑥小中学校の給食費を無償にしてください。	令和4年9月から多子世帯の経済的負担軽減を目的に、同一生計でこどもを3人以上扶養している保護者に対して、第3子以降の小中学生の給食費の無償化を行っています。また、令和5年9月から同一生計でこどもを2人以上扶養している保護者に対して第2子中学生の無償化を行っています。本市といたしましては、国の責任において学校給食費の無償化が進められることを期待しており、また、国による無償化が行われるまでは県による支援についても期待しています。そのため、国や県に対しましては、国会議員や県議会議員を通じて給食費の無償化に対する要望を行っているところであります。
障がい福祉課	⑦障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。	地域生活拠点の整備については、複数の機関が分担し、連携して機能を担う体制の整備を推進しております。また、報酬単価等については、国において事業所等の状況を踏まえたうえで、適正な制度が設計され、今年度から報酬改定されているものと認識しています。
介護保険課 障がい福祉課 幼児教育・保育課	⑧医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。	介護分野における処遇改善については、報酬改定などを通じ、事業所への促しが進められていますので、今後も動向を注視していきます。 ケア労働者の処遇改善については、国において事業所の状況を踏まえた上で適正な制度が設計され、今年度から報酬改定されているものと考えております。 保育分野における職員の処遇改善については、国の定める給付費において処遇改善等の加算が実施されておりますので、今後も安定的な保育運営のために、国の定める基準等による事業者からの申請に対し、適切な加算認定事務を実施してまいります。
担当課	2. 愛知県に対する意見書	回 答
保険医療課	(1)子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。	愛知県における助成対象は、入院は中学校3年生まで、通院は就学前までとなっています。そのため、愛知県に対しましては、県議会議員を通じて、子ども医療費助成に対する補助制度の対象年齢の拡充を要望しているところであります。

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書【回答】

2024/9/20

保険医療課	(2) 国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。	愛知県に対しては、意見書・要望書の提出について、県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えております。
学校給食課	(3) 学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。	愛知県による支援についても期待しています。そのため、愛知県に対しましては、県議会議員を通じて給食費の無償化に対する要望を行っているところであります。また、意見書・要望書の提出について、県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えております。
病院総務課	(4) 地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。	当院は感染症指定医療機関ではありませんが、愛知県との医療措置協定に基づき病床の確保に取り組んでいきます。
(5) 地域医療介護総合確保基金について		
介護保険課	① 地域医療介護総合確保基金について、各市町村や事業所からどのような補助制度が必要か意見聴取し、実態に見合った活用ができるようにしてください。	愛知県地域医療介護総合確保基金事業に係る補助金については、市内の各介護保険サービス事業所、有料老人ホーム、軽費老人ホームあてにメールを送付し周知をしています。
介護保険課	② 基金を活用し医療・介護・福祉など公的価格で働く職場への物価高騰対策を今まで以上に行ってください。特に職員処遇に関する手当を支給してください。また、保育分野にもひろげてください。	介護施設への物価高騰対策としては、愛知県による「愛知県社会福祉施設物価高騰対策支援金（介護区分）」などが実施されており、職員処遇に関する手当としては、介護報酬の改定により令和4年10月に介護職員等ベースアップ等支援加算が新設されたため、いずれも状況を注視していきますが、現時点では市独自の対策は考えておりません。